

◎新潟県告示第678号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和4年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	児童デイサービス みそら	長岡市川崎5丁目497 番地101号	一般社団法人S&P	令和4年 5月1日
放課後等デイサービス				
児童発達支援	まるまる広場本成寺	三条市西本成寺一丁目 33番20号	日の丸観光タクシー株式会社	令和4年 5月1日
放課後等デイサービス				
児童発達支援	つばめ療育館しばた 分館	新発田市御幸町2丁目 15番3号	株式会社Noseつばめ療育館	令和4年 5月1日
児童発達支援	こどものことばとこ ころの相談室	阿賀野市岡山町4番12 号	社会福祉法人阿賀野市社会福 祉協議会	令和4年 5月1日
放課後等デイサービス				
保育所等訪問支 援				